

資料4
戸籍附票システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 （令和7年度の経過措置申請時）	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 （令和8年度のベンダヒアリング）	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点				検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
1	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.2 改製	0040005	戸籍の附票は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。 戸籍の附票は、任意のタイミングで手動改製ができること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
2	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.3 戸籍の附票の除票の管理	0040009	法第21条の2に規定する戸籍の附票の除票の記載事項及び備考欄に誤記があることが判明した場合、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載を入力すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
3	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.8 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名	0040028	在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名を戸籍の附票へ記載できること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
4	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.8 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名	0040030	必要に応じ、戸籍情報システムに対して、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書を作成する際に必要な情報（在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者氏名、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名等）を連携できること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
5	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 備考	0040034	備考に異動履歴を入力できること。 備考に個人を単位として、自由入力できる備考欄（その他）（20.0.6参照）を備えること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 （令和7年度の経過措置申請時）	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 （令和8年度のベンダヒアリング）	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点				検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由	
6	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 備考	0040035	異動履歴については、20.0.4（備考欄（異動履歴）の記載）により自動で作成され、備考欄に記載すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
7	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 備考	0040036	備考欄（その他）（20.0.6参照）の削除・修正を履歴管理すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
8	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 備考	0040037	備考に入力されたものについては、必要に応じ戸籍の附票の写し等の証明書に出力することができること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
9	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 備考	0040038	消除となった者の記載事項及び備考欄に誤記があることが判明した場合、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力し、証明書に出力すること。ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨及び誤記修正後の記載等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目を表示して交付する場合にのみ出力すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
10	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 備考	0040039	最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力し、証明書に出力すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
11	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 備考	0040040	戸籍の附票上の住所が消除され、空欄になった者については、そのことに係る異動履歴を証明書に出力すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
12	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1.2 メモ	0040042	メモを入力した者の操作者ID及び日時が記録されること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
13	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1.2 メモ	0040043	メモの削除・修正について履歴管理すること。	(ベンダ①) 当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。 (ベンダ②) メモについては戸籍システム側に機能が実装されており、戸籍システムと連携して左記機能を実現することによるプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
14	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理	0040047	1.1.1 (戸籍の附票データの管理) に規定する異動履歴は、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
15	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理	0040048	別途管理している操作者ID及び操作日時（10.2参照）については、異動履歴とひもづけることができること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
16	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理	0040049	異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。 ・戸籍の附票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。 ・データキーは、戸籍附票宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。 ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に関わらず、全項目の内容を保持する。 ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近データの全項目を取得する。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 （令和7年度の経過措置申請時）	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 （令和8年度のベンダヒアリング）	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点				検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類	【事業者のリソース・開発期間の不足】					【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応	理由	
17	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	0040050	システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行えること。 また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コード及び付随する区分にマッピングができること。 異動事由は、以下のとおり区分すること。 （シート「項目詳細一覧」を参照）	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
18	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住所辞書管理	0040056	住所カナ入力（例えば、東京都日野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」のように、住所の頭の数字を入力することをいう。）をすることで、郵便番号及び住所が自動で入力されること。また、郵便番号を入力することで、住所が自動で入力されること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
19	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 交付履歴の管理	0040062	1.1.1（戸籍の附票データの管理）に規定する証明書の交付履歴（20.1.1.（戸籍の附票の写し）、20.1.2.（戸籍の附票の除票の写し））は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 （シート「項目詳細一覧」を参照） また、上記交付履歴の項目について、コンビニで交付された場合も同様に管理すること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
20	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.1 検索機能	0040068	システム利用者（操作者ID単位）ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履歴）については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されること。 また、それら検索履歴を選択することにより、同じ条件による再検索及び検索履歴を活用した新たな検索にも対応できること。 ※「検索」は、対象者を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッチするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した対象者の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作をいう。	（ベンダ①）当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。 （ベンダ②）左記機能はインターフェースの開発を行えば実装できると考えているが、制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7年度末までに間に合わない見込みである。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
21	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	0040283	氏名・氏名の振り仮名・生年月日（西暦・和暦）・性別・本籍・筆頭者・住所・住所コード・住民票コードから検索できること。また、削除となった者の備考欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名・生年月日について検索できること。 上記項目のうち空欄を許容している項目に関し、空欄を指定して検索できること。	（ベンダ①）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 左記赤字部分が未対応。 （ベンダ②）赤字項目を追加することによるプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応	理由
22	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	0040271	異動履歴の検索においては、氏名、氏名の振り仮名、住所、住所コード、方書、住民票コード及び本籍については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。	(ベンダ①) 前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』 (ベンダ②) 左記機能はインターフェースの開発を行えば実装できると考えているが、制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7年度末までに間に合わない見込みである。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
23	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	0040077	西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索されること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
24	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会	0040081	個人や同一の戸籍の附票の者を特定した後に、1.2.1（異動履歴の管理）に規定する異動履歴を照会できること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
25	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会	0040082	1.2.1（異動履歴の管理）に規定する項目を用いて対象者の異動履歴を照会できること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
26	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.2 交付履歴照会	0040084	個人を特定した後に、1.3.5（交付履歴の管理）に規定する証明書の交付履歴（20.1.1.（戸籍の附票の写し）、20.1.2.（戸籍の附票の除票の写し）について、照会できること。なお、照会に当たっては、1.3.5（交付履歴の管理）に規定する項目から行えること。 また、コンビニで交付された場合も同様に照会できること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
27	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	－	0040089	各抑止機能について、異動入力、証明書発行、照会等の処理ごとに、個人及び同一の戸籍の附票単位で、抑止の開始日及び終了日設定ができること。 なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。	左記赤字部分が未対応。 赤字項目を追加することによるプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
28	4 異動	－	4.0.2 異動日・処理日	0040117	異動日は、デフォルトとしては空欄とすること。 異動日は、処理当日以前の日のみを入力できること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 （令和 7 年度の経過措置申請時）	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 （令和 8 年度のベンダヒアリング）	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応	理由
29	4 異動	－	4.0.2 異動日・処理日	0040118	処理日は、処理当日が自動入力されること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
30	4 異動	－	4.0.3 審査・決裁	0040120	異動処理の仮登録及び本登録を行えること。 異動入力した内容は仮登録として、審査（決裁）により本登録とする。 仮登録の情報では、取消、修正等ができ、異動処理、証明発行、住基ネット回線を通じた連携については、抑止されること。 【仮登録】 ・異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中であり、法上、戸籍の附票にまだ記載されていない状態（異動情報をシステムに入力し、一時保存している状態） ・異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態 ・戸籍の附票の写し発行時には、戸籍附票システムや他業務システム、又は、証明書のコンビニ交付において、仮登録前及び仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。 【本登録】 ・異動情報がシステムに入力され、審査（決裁）を経てその内容がシステム上に保存されており、法上、戸籍の附票に記載されている状態 ・異動処理が確定され、異動履歴となる状態 ・確定情報となるため、証明書、住基ネット回線を通じた連携等に反映される。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
31	4 異動	－	4.0.3 審査・決裁	0040121	仮登録一覧は、画面に表示され、異動者を選択できること。また、常時又は戸籍附票システム終了前に仮登録の者が存在することを表示できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
32	4 異動	－	4.0.3 審査・決裁	0040122	仮登録一覧は、全部又は一部（選択異動者及び入力支所等を単位とした一部）ごとに表示、本登録できること。ただし、全部本登録については、件数に上限を掛けることができることとする。	（ベンダ①）当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。 （ベンダ②）左記赤字部分が未対応。 赤字項目を追加することによるプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
33	4 異動	4.1 職権	4.1.1 戸籍届出等に基づく戸籍の附票の職権記載等	0040125	戸籍届出等に基づき、戸籍届出等による記載、消除又は修正として、職権記載、職権消除及び職権修正の処理が行えること。なお、戸籍法第24条第 2 項、同条第 3 項、第113条、第114条又は第116条の規定によって戸籍の記載が訂正された場合も、同様に職権記載、職権消除及び職権修正の処理が行えること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 （令和 7 年度の経過措置申請時）	ベンダヒアリング		①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類				実装不可理由に関する追加説明 （令和 8 年度のベンダヒアリング）	【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
34	4	異動	4.1 職権	4.1.2	0040126	市区町村の選挙管理委員会からの法第17条の2 第 2 項の通知や本籍地市区町村からの通知に基づき、在外選挙人名簿登録情報及び在外投票人名簿登録情報について職権記載等できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
35	4	異動	4.1 職権	4.1.2	0040127	戸籍の附票への国内住所地の追加等に伴い、在外選挙人名簿登録情報又は在外投票人名簿登録情報の変更があった場合には、その旨を在外選挙人名簿登録市区町村又は在外投票人名簿登録市区町村に通知するための在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書（20.2.2参照）を出力できること。	（ベンダ①）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）在外投票人名簿に係る改修には着手しているが、制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7 年度末までに間に合わない見込みである。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
36	4	異動	4.1 職権	4.1.2	0040128	国民投票日の翌日に、当該国民投票のために登録された在外投票人名簿情報を戸籍の附票から削除することができること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
37	4	異動	4.1 職権	4.1.3	0040130	CSから戸籍の附票記載事項通知（法第19条第1 項）及び本籍転属通知（法第19条第 3 項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応	理由
38	4 異動	4.1 職権	4.1.4 誤記修正	0040136	誤記があった異動の異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
39	4 異動	4.2 異動の取消し	4.2.1 異動の取消し	0040138	4.1.3（CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込）に規定する異動処理の取消しができること。そのため、取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。その際、4.0.1（異動者）の例により、全部又は一部の区分により、対象者を選択できること。 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とすること。復元した後、データ項目を追加する必要がある場合にあっては、その他職権修正により対応する。具体的には、住民記録システムからCSを通じて連携される、戸籍に記載されている者の増減を伴わない記載事項の修正を実施する機能（異動の取消し（修正））を備えること。	（ベンダ①）当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。 （ベンダ②）左記機能の搭載については、プログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
40	4 異動	4.2 異動の取消し	4.2.1 異動の取消し	0040139	取消処理については、それ自体を1つの異動処理として取り扱うこととし、「4 異動」を適用するほか、取り消された異動処理及び取消処理を、ともに異動履歴データとして保持すること。	（ベンダ①）前提となる「機能ID：0040138」が未実装のため （ベンダ②）左記機能の搭載については、プログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
41	5 証明	5.1 証明書記載事項	－	0040141	本籍・筆頭者、住民票コード、在外選挙人名簿登録市区町村名、在外投票人名簿登録市区町村名等はデフォルトで省略とすること。 支援措置対象者に係る住所（必要な手続を経て抑止の一時解除をし、支援措置対象者を含む戸籍の附票の写し等を入力する場合）等の省略ができること。イメージデータにて管理している場合においても、本籍・筆頭者、在外選挙人名簿登録市区町村名、支援措置対象者に係る住所（必要な手続を経て抑止の一時解除をし、支援措置対象者を含む戸籍の附票の写し等を入力する場合）等を省略（マスキング）ができること。	（ベンダ①）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）左記の赤字項目以外は対応済みである。赤字項目を追加することによるプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
42	5 証明	5.1 証明書記載事項	－	0040144	特別の請求又は必要である旨の申出がある場合には記載の選択ができること（特別の請求又は必要である旨の申出を受けて、市区町村長の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合の記載方法については、20.0.4（備考欄（異動履歴）の記載）を参照すること。）。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
43	5 証明	5.1 証明書記載事項	－	0040145	消除となった者の記載事項及び備考欄に誤記があることが判明した場合、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力し、証明書に出力すること。ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示する項目に関する誤記である旨及び誤記修正後の記載等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示する場合にのみ出力すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類				実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
44	5 証明	5.1 証明書記載事項	ー	0040146	消除となった者が筆頭者であり、当該者が消除された後に戸籍届出等による修正により戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏に変更が生じた場合、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で戸籍の表示（本籍・筆頭者）について表示する際には、備考欄に戸籍の表示における筆頭者氏名欄の氏変更の異動履歴を必ず記載すること（記載方法については、20.0.4（備考欄（異動履歴の記載））を参照すること。）。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○										対応なし	当該機能については対応なし。リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応	理由
45	5 証明	5.1 証明書記載事項	－	0040147	最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力し、証明書に出力すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
46	5 証明	5.1 証明書記載事項	－	0040149	証明書の様式については、第4章に定める様式とすること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
47	9 バッチ	9.1 他システムとの連携を除くバッチ処理	－	0040184	例えば6.1で記載した統計についてバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。	XLSX形式等での出力機能について自治体から特段の要望はなく、制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7年度末までに間に合わない見込みである。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
48	9 バッチ	9.2 抑止対象者	－	0040185	抑止対象者一覧を作成できること。また、抑止の種類等による抽出、項目による並べ替えができること。	左記の赤字項目以外は対応済みである。赤字項目を追加することによるプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
49	10 共通	10.1 EUC機能ほか	－	0040188	EUC機能（「共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（戸籍附票システム）」の規定に従うこと。（戸籍附票システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。）なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、戸籍附票システムの基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。	EUC機能について自治体から特段の要望はなく、制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7年度末までに間に合わない見込みである。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
50	10 共通	10.3 操作権限管理	－	0040198	アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。	スケジューラーによるアクセス権限の調整は、プログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
51	10 共通	10.4 操作権限設定	－	0040206	システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、異動・証明を含む全ての画面にて、「住民票コード」の項目を表示又は非表示に設定できること（支援措置対象者の権限設定については10.3（操作権限設定）を参照）。	（ベンダ①）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）左記機能の搭載については、プログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 （令和7年度の経過措置申請時）	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 （令和8年度のベンダヒアリング）	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスが発生する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応
52	10 共通	10.7 印刷	－	0040216	戸籍附票システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を備えること。	自治体のセキュリティポリシーによりハードコピー機能を許可していない場合もあり、自治体との調整も必要である。また、左記機能の搭載については、プログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。	自治体様のセキュリティポリシーにより、ハードコピー（画面印刷）機能の利用が制限または禁止されている場合があるため	○				○	○					その他	当該機能については、自治体のセキュリティポリシーの該当の記載は、「機能の有無」ではなく「機能の利用の可否」を定めていると考えられることから、実装区分の変更は行わない。 その上で、当該考え方について、住民記録システム標準仕様書「10.7印刷」の「【考え方・理由】」の欄（※）に以下のとおり補記する。 ※ 戸籍附票システム標準仕様書「10.7印刷」の「【考え方・理由】」には「住民記録システムに準ずる。」と記載されていることから、住民記録システム標準仕様書の該当箇所に考え方を補記する。 「なお、当該機能の実装は必須としているが、各自治体において設定しているセキュリティポリシー等により利用を制限することは妨げない。」	
53	10 共通	10.7 印刷	－	0040217	氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。	制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7年度末までに間に合わない見込みである。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
54	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	－	0040276	論理的には成立するが特に注意を要する入力等（少なくとも「アラート項目一覧」に記載のもの）は、アラート（※）として注意喚起すること。 （シート「エラー・アラート項目一覧」を参照） ※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの	エラー・アラートの数も相当数あるため洗い出しと確認に時間を要する。制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7年度末までに間に合わない見込みである。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
55	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	－	0040221	エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。	「適切に伝える」の表現について検討する必要があり、またエラー・アラートの数も相当数ある。制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7年度末までに間に合わない見込みである。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
56	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	0040223	（1） 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 （帳票一覧・レイアウトExcelを参照） ※ 戸籍の附票の除票の写し（20.1.2参照）については、標準化基準施行前に除票となったものについては、この限りでない。	（ベンダ①）前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』 （ベンダ②）在外投票人名簿に係る改修には着手しているが、制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7年度末までに間に合わない見込みである。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応	理由
57	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	0040225	(3) 住民基本台帳関係年報の調査様式（住民基本台帳関係年報の第4表及び第5表調査様式）（20.3.1参照）について、以降で示すレイアウトに従い、XLSX形式により出力できること。	（ベンダ①）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）住民基本台帳関係年報の調査様式について自治体から特段の要望はなく、制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7年度末までに間に合わない見込みである。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
58	－	－	20.0.2 各項目の記載	0040230	項目名は、「【】」で囲い、「【】」の中は横書き、左右中央揃えとすること。ただし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書（20.2.2参照）については項目名を「【】」で囲わず表での表記をすること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
59	－	－	20.0.2 各項目の記載	0040233	国外転出にあたる表記については、項目名の「住所」を「国外転出先」、「住定日」を「転出予定日」に置き換えること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
60	－	－	20.0.2 各項目の記載	0040277	記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目（例：国内在住者における「在外選挙人名簿登録市区町村名」、デジタル手続法第9号施行日前に削除となった者における「性別」、「生年月日」、デジタル手続法第10号施行日前に削除となった者における「住民票コード」及び法第17条に基づく記載事項として戸籍の附票に記載されていない「氏名の振り仮名」等）については、項目名及び項目内容を記載せず、上詰めて表示すること。ただし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書（20.2.2参照）において記載すべきものがない項目については上詰めせず*と表示すること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
61	－	－	20.0.2 各項目の記載	0040235	5.1（証明書記載事項）により省略をする項目については、項目内容を「（省略）」と表示すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
62	－	－	20.0.3 備考欄（編製年月日等）の記載	0040236	戸籍の附票の写し（20.1.1参照）、戸籍の附票の除票の写し（20.1.2参照）には、編製年月日、改製記載年月日、改製消除年月日又は再製記載年月日として記録している内容等を以下のとおり備考欄に必ず記載すること。 （シート「帳票関連項目等一覧」を参照）	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応	理由
63	－	－	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載	0040237	特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示する項目に関する異動履歴については、特別の請求又は必要である旨の申出がない場合は省略とすること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
64	－	－	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載	0040238	異動履歴の特別の請求又は必要である旨の申出があった場合、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
65	－	－	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載	0040239	異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。 その際、デフォルトとしては、異動事由が「誤記修正」、「異動の取消し」である異動履歴、及び誤記の含まれている異動履歴又は異動の取消しの対象となる異動履歴は記載しない異動履歴とし、それ以外は記載すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
66	－	－	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載	0040240	戸籍の附票の写し（20.1.1参照）、戸籍の附票の除票の写し（20.1.2参照）には、異動履歴を備考として記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 （シート「帳票関連項目等一覧」を参照） ただし、消除となった者が筆頭者であり、当該者が消除された後に戸籍届出等による修正により戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏に変更が生じた場合、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で戸籍の表示（本籍・筆頭者）について表示された際には、備考欄に戸籍の表示における筆頭者氏名欄の氏変更の異動履歴を必ず記載すること。また、戸籍の附票上の住所が消除され、空欄等になった者については、そのことに係る異動履歴を必ず記載すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
67	－	－	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載	0040241	記載に当たっては、戸籍の附票における氏名記載順とし、複数の住所履歴がある場合は同一の者をまとめて記載の上異動日又は職権修正等の場合は処理日が新しい履歴から古い履歴の順に記載すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンタ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスが発生する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応	理由
68	－	－	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載	0040242	対象者名ごとに罫線（破線）で分けて記載すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
69	－	－	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載	0040243	異動履歴の単位の中で改ページ等が行われないよう留意すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
70	－	－	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載	0040279	氏名の振り仮名が、戸籍において公証され、法第17条に基づく記載事項として戸籍の附票にそれぞれ初めて記載される場合、新たに振り仮名を記載したものであるとして履歴を記載すること。この場合、異動前の氏名の振り仮名は空欄とすること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
71	－	－	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載	0040280	氏又は名の振り仮名のいずれかが先に戸籍の附票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
72	－	－	20.0.5 備考欄（異動履歴）の記載の修正	0040244	20.0.4（異動履歴の記載）により戸籍の附票の写し等の証明書に記載される異動履歴については、修正できること。その場合、1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴と別に、証明書に記載される異動履歴として、1.2.1（異動履歴の管理）において管理することとされている項目を管理し、これを修正することし、1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴は修正しないこと。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
73	－	－	20.0.5 備考欄（異動履歴）の記載の修正	0040245	現に戸籍の附票（原票）に記載されている最新のデータも修正しないこと。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスが発生する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応	理由
74	－	－	20.0.5 備考欄（異動履歴）の記載の修正	0040246	1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴と証明書に記載される異動履歴をともに画面上で参照できること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
75	－	－	20.0.5 備考欄（異動履歴）の記載の修正	0040247	証明書に記載される異動履歴には、履歴番号及び枝番号を付して管理すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
76	－	－	20.0.6 備考欄（その他）の記載	0040248	戸籍の附票の写し（20.1.1参照）、戸籍の附票の除票の写し（20.1.2参照）には、備考として記録している内容を備考欄に記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 （シート「帳票関連項目等一覧」を参照） ただし、削除となった者の記載事項又は備考欄に、本人からの申出等による誤記修正を行った場合若しくは戸籍の訂正があった場合は、誤記等である旨及び誤記等の修正後の記載について、必ず備考欄に記載すること。なお、誤記修正等の項目が、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて表示する項目である場合は、市区町村長の判断により表示するかしないかを選択し、当該項目を表示して交付する場合には、必ず備考欄にて誤記修正等を記載した旨を表示する。 また、最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合、誤記である旨及び誤記修正後の記載等について、必ず備考欄に記載すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
77	－	－	20.0.6 備考欄（その他）の記載	0040249	事象の単位の中で改ページ等が行われないよう留意すること。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
78	－	20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	0040250	戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 （帳票一覧・レイアウトExcelを参照）	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 （令和7年度の経過措置申請時）	ベンダ実装不可理由に関する 追加説明 （令和8年度のベンダヒアリング）	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
79	ー	20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.2 戸籍の附票の除票の写し	0040282	レイアウトは、20.1.1に規定する戸籍の附票の写しのレイアウトに以下の変更を加えたものとする（参考までに別紙の帳票一覧・レイアウトに示す。）。 （帳票一覧・レイアウトExcelを参照） （変更箇所） ・表の左上箇所「除票」表記を加える。 ・消除事由及び事由の生じた年月日を記載する。 ・備考欄に、改製消除年月日（改製で除票となった場合。）を記載する。 ・認証文の「この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。」を「この写しは、戸籍の附票の除票の原本と相違ないことを証明する。」に改める。 ・氏名の振り仮名に関する注釈の「※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、（氏空欄）又は（名空欄）と表示されます。」を「※消除となった時点で、戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、（氏空欄）又は（名空欄）と表示されます。」に改める。	前提となる「帳票ID：0040001、0040002、0040003」が未実装のため ※備考欄について未実装のため ※帳票ID：0040001『戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040002『戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）』 ※帳票ID：0040003『戸籍の附票部分証明（行政証明）』		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
80	ー	20.2 その他	20.2.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書	0040259	在外選挙人名簿登録市区町村又は在外投票人名簿登録市区町村に通知するための在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること（4.1.2（在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動）参照）。 （帳票一覧・レイアウトExcelを参照）	（ベンダ①）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）在外投票人名簿に係る改修には着手しているが、制度改正に伴う現行システムの改修を優先しており、当該機能の開発・実装は令和7年度末までに間に合わない見込みである。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 未実装帳票一覧表

No.	帳票		ベンダ実装不可理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する追加説明 (令和 8 年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	帳票ID	帳票名称			【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
1	0040001	戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）	当該帳票は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
2	0040002	戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）	当該帳票は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
3	0040005	戸籍の附票部分証明（行政証明）	当該帳票は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 残存機能一覧表

No.	残存機能			ベンダヒアリング	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】事務運用の変更が必要だが、時間を要しR 7 年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
1	付箋機能	戸籍の附票及び個人単位で設定できるメモ機能	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の削除（改修）が令和 7 年度末までに間に合わない。		○							対応なし	当該機能については対応なし。 標準化対応に合わせて機能を分離する予定だったが、令和 7 年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。

戸籍附票システム 残存帳票一覧表

No.	残存帳票				ベンダヒアリング	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	帳票名称	帳票詳細	当該帳票の削除が時間的に困難な理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)	外部帳票/ 内部帳票	削除不可理由に関する 追加説明 (令和 8 年度のベンダヒアリング)	【事業者のリ ソース・開発 期間の不 足】	【要件上の 疑義】 仕様・解釈 等が明確で ない	【要件上の 疑義】 他仕様書等 との不整合	【政策的観 点】 データ連携に 支障をきたす	【政策的観 点】 オプションと するとフロー の標準化が 困難	【事務運用へ の影響】 事務運用の 変更が必要 だが、時間を 要しR 7 年 度末までに 間に合わない	【自治体から の機能継続 要望】 職員の事務 負担増大や 非現実的運 用変更、事 務ミスによる 住民サービス への影響等	対応	理由
1	戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）	戸籍の附票の証明書	当該帳票は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、削除・改修することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定だったが、令和 7 年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。
2	戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）	戸籍の附票の除票の証明書	当該帳票は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、削除・改修することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定だったが、令和 7 年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。